

参考資料

1. 令和元年度 京都支部事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・ P2～
2. 支部の運営状況・・・・・・・・・・・・・・・・ P11～
3. 協会けんぽ京都支部の新型コロナウイルス感染防止に係る対応経過・・・ P13～

令和2年7月14日
令和2年度第1回評議会

参考資料1

令和元年度 京都支部事業計画

令和元年度 京都支部計画

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	<p>①現金給付の適正化の推進</p> <p>○不正の疑いのある事案については、保険給付プロジェクトチーム会議の議論を経て事業主への立入検査を積極的に行う。 特に、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行う。</p> <p>○傷病手当金と障害年金等との併給調整について、確実な事務処理を実施する。</p> <p>②柔道整復施術療養費等の照会業務の強化</p> <p>○多部位かつ頻回の申請について、加入者への文書照会を強化するとともに「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。</p> <p>■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする。</p> <p>③あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進</p> <p>○受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は厚生局に情報提供を徹底する。</p> <p>④サービス水準の向上</p> <p>○お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努める。</p> <p>○現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日）を遵守する。</p> <p>■ KPI：①現金給付等の申請に係る郵送化率を91.0%以上とする。 ②サービススタンダードの達成状況を100%とする。</p>

令和元年度 京都支部計画

⑤限度額適用認定証の利用促進

○事業主や健康保険委員に対して広報を実施するとともに、地域の保険医療機関の窓口申請セットを設置いただくことに加え、入院時等に申請セットを手渡していただく等協力を依頼し利用促進を図る。

■ KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を84.0%以上とする。

⑥被扶養者資格の再確認の徹底

○回答率の向上に向け未提出事業所への勧奨を行い、未送達事業所を調査し、送達の徹底を行う。

■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を89.0%以上とする。

⑦返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

○日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底し、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。

■ KPI：①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を94%以上とする。

②医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする。

○発生した債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

■ KPI：返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る)の回収率を対前年度以上とする。

⑧効果的なしセプト点検の推進

○点検員のスキルアップを図るため、査定事例の集約・共有化を進め、自動点検システムを活用した効率的な点検を徹底する。

令和元年度 京都支部計画

	<p>■ KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする。 (※) 査定率=レセプト点検により査定(減額)した額÷協会けんぽの医療費総額</p> <p>⑨オンライン資格確認の利用率向上</p> <p>○現在、独自に実施しているオンライン資格確認については、引き続きその利用率向上に向けて取り組む。</p> <p>■KPI:現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を80.0%以上とする。</p>
<p>2. 戦略的保険者機能関係</p>	<p>① データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施</p> <p>j) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上</p> <p>○被保険者(40歳以上)(受診対象者数:342,749人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 受診率 59.8%(受診見込者数:205,000人) ・事業者健診データ 取得率 5.5%(取得見込者数:18,700人) <p>○被扶養者(受診対象者数:104,635人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 受診率27.7%(受診見込者数:29,000人) <p>○健診の受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診機関と連携による受診勧奨 ・GISを活用した効果的な受診勧奨 ・京都府・京都労働局と連携した事業者健診データ提供勧奨 <p>■ KPI：①生活習慣病予防健診受診率を59.8%以上とする。 ②被扶養者の特定健診受診率を27.7%以上とする。 ③事業者健診データ取得率を5.5%以上とする。</p> <p>ii) 特定保健指導の実施率の向上</p> <p>○被保険者(特定保健指導対象者数:42,500人)</p>

令和元年度 京都支部計画

- ・特定保健指導 実施率 14.8% (実施見込者数：6,300人)
(内訳) 協会保健師実施分 6.6% (実施見込者数：2,800人)
アウトソーシング分 8.2% (実施見込者数：3,500人)

○被扶養者 (特定保健指導対象者数：2,030人)

- ・特定保健指導 実施率 8.2% (実施見込者数：166人)

○保健指導の受診勧奨対策

- ・健診当日の初回面談実施に向けた健診機関への強力な働きかけ
- ・健診当日に初回面談ができなかった者への後日実施体制の構築

■ KPI：特定保健指導の実施率を14.5%以上とする。

iii) 重症化予防対策の推進

○未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数1,300人

○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

- ・かかりつけ医と連携による糖尿病性腎症患者への保健指導介入
- ・京都府糖尿病重症化予防戦略会議での意見発信により京都府重症化予防事業のスキーム策定に関与

■ KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.0%以上とする。

iv) コラボヘルスの推進

○「京(きょう)から取り組む健康事業所宣言」エントリー事業所数の更なる拡大

- ・事業所への健康宣言勧奨

○健康宣言事業所のフォローメニューの充実 (健康経営講座・セミナー開催)

- ・質の向上を目的とした課題解決のための健康経営講座の実施
- ・宣言事業所へのポスター・リーフレット等の配布や健康測定機貸出およびセミナーの開催

令和元年度 京都支部計画

○関係団体、自治体と連携した健康経営及び健康づくり事業の推進

- ・市町村と協働した医療費適正化や健康づくりに関する取組の実施
- ・きょうと認証制度とあわせた健康経営を進める事業所の拡大とフォローアップ
- ・行動変容につながる案内と市町村単位による各種データから見た統計分析
- ・健康づくりイベントの共同実施
- ・京都府歯科医師会との連携による歯科受診勧奨事業

②広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

○定期広報誌、メールマガジンによる情報発信

- ・よりわかりやすく、伝えたいことが一目で伝わる広報を展開する。

(広報誌) ①健康保険きょうと 年12回 ②社会保険きょうと 年12回 ③京都だより 年4回

(メールマガジン) ①一般加入者向けメールマガジン(毎月) ②健康保険委員メールマガジン(偶数月)

- ・京都マラソンへのブース出展

■ KPI : 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする。

○健康保険委員委嘱者数の更なる拡大と健康保険委員活動の活性化を図るための取組

- ・事業所規模別の委員勧奨実施
- ・健康保険委員研修会の開催【年2回】
- ・健康保険委員表彰の実施
- ・健康経営セミナーの開催
- ・セミナーや座談会などを通じ、生の声を聞くことで認識のギャップを埋め、ニーズにこたえる取組みを行う。

■ KPI : 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を38.0%以上とする。

③インセンティブ制度の本格導入

令和元年度 京都支部計画

○平成30年度実施結果の検証と制度の周知広報

- ・保健事業への参画やジェネリック医薬品の促進を目的に、メディア系媒体を利用した広報することにより、インセンティブに係る各指標（受診率・実施率等）の向上を図る。

④ジェネリック医薬品の使用促進

○ジェネリック医薬品軽減額通知の実施【年2回】

○関係団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会、保険者協議会、京都府後発医薬品安心使用対策協議会、国民健康保険運営協議会等）へのデータを活用した情報提供及び連携事業

○事業主、健康保険委員への情報提供

○加入者に対する広報の強化

○ジェネリック医薬品、服薬管理等に関するセミナーの実施

○京都府後発医薬品重点地域使用促進モデル事業との連携

○パイロット事業「薬局に対する地域別ジェネリック医薬品処方状況のお知らせ」

- ・パイロット事業として、薬局ごとの医薬品処方状況から、よく使用されている先発医薬品を抽出し、その先発医薬品にかかるジェネリック処方状況をGISを用いて地域別にお知らせする。
- ・お知らせ後は京都府後発医薬品重点地域使用促進モデル事業との連携を図り、使用促進につなげていく

■ KPI：協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を75.8%以上とする。

⑤地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信

○意見発信のための体制の確保

- ・医療提供体制等に係る意見発信を行うために、必要な体制の確保（会議体への参画数拡大）を行う。

■ KPI：他の被用者保険者との連携を含めた地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を83.7%以上とする。

○医療審議会、地域医療構想調整会議での意見発信

- ・地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療が見える化したデータベース等を活用し、

令和元年度 京都支部計画

	<p>エビデンスに基づく意見発信等を行う。</p> <p>■ KPI : 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する。</p>
3. 組織・運営体制関係	<p>①組織や人事制度の適切な運営</p> <ul style="list-style-type: none">○事業運営方針発表会の実施【年2回】<ul style="list-style-type: none">・組織目標及び事業計画を上位から下位まで浸透させ、職員一丸となって組織目標を達成する。○人事評価制度の適切な運用<ul style="list-style-type: none">・組織目標の達成を目的とした適切な人事評価の実施により、職員のモチベーションの向上及び効果的な事業運営を行う。○コンプライアンス、個人情報保護の徹底及びリスク管理の実施<ul style="list-style-type: none">・定期的にコンプライアンス及び個人情報保護に関する研修を実施するとともに、常時より注意喚起を行うことによって、インシデントの発生防止及び拡大防止を図る。・災害発生時の迅速かつ適切な対応を行える体制を平時より整える。 <p>②人材育成</p> <ul style="list-style-type: none">○職場での実践教育（OJT）と、研修・自己啓発（Off-JT）を効果的に組み合わせた人材育成の実施<ul style="list-style-type: none">・OJTによる人材育成を中心としつつ、効果的に研修（Off-JT）を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。・若手職員による青年会において勉強会を開催する等の自己研鑽を促す。○外部講師を活用した支部内研修の実施<ul style="list-style-type: none">・支部内研修においては、外部リソースを有効に活用することで、職員の能力開発を促すものとする。 <p>③費用対効果を踏まえたコスト削減等</p>

令和元年度 京都支部計画

- 調達コスト削減等の適切な調達の実施及び、調達結果の公表による透明性の確保
 - ・適宜調達審査委員会を開催することにより適切な調達及び費用削減を実現する。

- 適正な企画競争の実施
 - ・事業実施内容が事業結果に大きく影響する案件については企画競争に付することとし、その調達方法については適切なものとなるよう客観的な評価基準を設定することとする。

- 複数社見積もりによる調達の実施
 - ・調達に当たっては競争性を確保するために一者応札を削減することにより、コストの削減に努める。
 - KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする。

- 消耗品の削減（前年比減）、節電（前年比減）
 - ・消耗品の適切な在庫管理及び不要な電力使用の削減によりコスト削減に努める。

参考資料2

支部の運営状況

支部の運営状況（令和元年度）

		京		都	
		加入者数		事業所数	
被保険者数 ①		531,505 人 (521,596 人)		51,453 ヲ所 (49,582 ヲ所)	
うち任意継続被保険者数		6,496 人 (6,857 人)		標準報酬総額	
被扶養者数 ②		360,889 人 (364,669 人)		2,168,032 百万円 (2,113,459 百万円)	
加入者計 (①+②)		892,394 人 (886,265 人)		140,213 百万円 (133,604 百万円)	
常勤職員		43 人		契約職員	
				59 人	
健康保険証発行		健康保険証		高齢受給者証(新規発行数)	
		203,350 件		10,715 件	
現金給付		高額療養費		傷病手当金	
		20,803 件		26,609 件	
各種サービス		高額査定通知		ターニアラウンド通知	
		218 件		18,103 件	
レセプト点検実績 (加入者1人当たり効果額)		資格点検		内容点検	
		1,301 円		216 円	
福祉事業/その他		高額医療費買付件数		出産費用買付件数	
		41 件		1 件	
保健		被保険者		被扶養者	
健診		生活習慣病予防健診(受診率)		乳がん・子宮頸がん検診	
		205,222 件 (60.3%)		33,437 件	
保健指導		初回面談		実績評価	
		8,196 件 (19.0%)		6,822 件 (15.8%)	
上位目標		心疾患の年齢調整死亡率を引き下げる(加入者1,000人あたりの心疾患による入院件数を減らす)		特定健診(受診率)	
主な取組		被保険者(特定保健指導)(実施率)		25,601 件 (25.4%)	
		被保険者(その他の保健指導)		225 件	
保健事業		・「京から取り組む健康事業所宣言」による事業所とのコラボヘルス推進		被保険者(その他の保健指導)	
		・医療機関や専門機関との連携による健診・特定保健指導の実施率の向上		225 件	
第二期 保健事業 実施計画		【医療等の質や効率性の向上】		【特定健診(受診率)】	
		・医療連携会および地域医療構想調整会議に参画し、事業主・加入者の意見を反映した意見発信		・特定健診(受診率)の向上	
		・保健医療計画、医療費適正化計画に基づく医療体制・保健医療サービス等の促進		・特定健診(受診率)の向上	
		【加入者の健康度を高めること】		【特定健診(受診率)】	
		・京都府との連携協定に基づく、地域の医療費・健診リソースに関する共同分析		・特定健診(受診率)の向上	
		・企業、保険者、自治体が連携した健康づくりイベント(ヘルスアップKyoto)の共同実施		・特定健診(受診率)の向上	
		・健診機関との連携、外部委託機関の活用強化、個別案内の強化による健診・指導実施者数の拡大		・特定健診(受診率)の向上	
		・パイロット事業「健診当日健康相談」による健診をきっかけとした行動変容促進		・特定健診(受診率)の向上	
		・京都府、舞鶴市、綾都市等自治体と連携した健康づくりや健康経営普及拡大の取り組み		・特定健診(受診率)の向上	
		【医療費等の適正化】		【特定健診(受診率)】	
		・薬局に対する地域医薬品実績リストの提供と加入者へのWeb広報等によるジェネリック医薬品使用促進		・特定健診(受診率)の向上	
		・柔道整復施設所療養費の多部位・頻回施術に対し、加入者への文書照会と施術所への注意啓発を実施		・特定健診(受診率)の向上	
		・保険証回収率の低い事業所への文書指導及び年金機構への情報提供による指導依頼		・特定健診(受診率)の向上	
		・保険者間調整の推進による債権回収業務の強化		・特定健診(受診率)の向上	
支那収支 (概要)		収入 (A)		支出 (B)	
		[保険料収入]		[医療給付費(調整後)]	
		225,414 [224,000]		225,414 [116,014]	
単位:百万円		216,796 [215,514]		204,988 [113,430]	
		収入差 (A-B)		[地域差分]	
		± 0 [0]		[0]	
		▲280 [▲280]		[▲280]	

参考資料3

協会けんぽ京都支部の新型コロナウイルス感染防止に係る対応経過

協会けんぽ京都支部の新型コロナウイルス感染防止に係る対応経過 1/2

日付	関係部署	内容
R2.2.17	全G	・会議や研修等の延期または中止の検討
R2.2.25	保健G	・3/13まで面談による特定保健指導見合わせ
R2.2.27	企画総務G	・ジェネリック緊急対策の医療機関訪問を3/13まで見合わせ
R2.3.3	保健G	・3/31まで協会主催の集団健診は中止 ・健診実施機関内での健診は一時見合わせを推奨
R2.3.6	保健G	・3/31まで面談での特定保健指導は見合わせ
R2.3.11	企画総務G	・ジェネリック緊急対策の医療機関訪問を当面の間見合わせ
R2.3.12	業務G	・新型コロナを理由とした任継保険料の取扱いが示される。
R2.3.27	保健G	・健診実施機関の施設内で行う健診について、地域の感染状況などから判断 ・当面の間、協会主催の健診は中止 ・特定保健指導の当面の対応(直近1か月以内に感染者が発生していない場合は、対策を講じた上で面談指導可) ・継続支援は原則、文書・電話支援
R2.4.7	—	・総理が緊急事態宣言発令(埼玉・千葉・東京・神奈川・大阪・兵庫・福岡)
R2.4.8 (理事長定め)	企画総務G	・職員の就業する支部を変更
	レセプトG	・資格点検における文書・電話照会業務を中止(4/9～5/6)
R2.4.9 (理事長定め)	保健G	・緊急事態宣言地域(7都府県)に居住する加入者を対象とした健診業務及び対面による保健指導業務を中止 ・対面による保健指導、健康相談を中止(外部委託を除く)
R2.4.16	—	・総理が全都道府県に緊急事態宣言を発令。 ・京都府も特別警戒都道府県に定められた。
	業務G	・職員の勤務地変更に伴う傷病手当金の業務量調整開始
	保健G	・保健指導者に休業命令

協会けんぽ京都支部の新型コロナウイルス感染防止に係る対応経過 2/2

日付	関係部署	内容
R2.4.17 (理事長定め)	全G	<ul style="list-style-type: none"> ・レセプト内容点検業務を中止 ・債権、保険証回収のための訪問業務を中止 ・特定警戒都道府県に居住する加入者を対象とした健診業務及び対面による保健指導業務を中止 ・関係機関等への訪問及び面会を伴う業務を中止
R2.4.20	企画総務G	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>レセプト点検員に休業命令</u> ・<u>越境通勤補助員に休業命令(有給対応)</u>
R2.4.22	企画総務G	<ul style="list-style-type: none"> ・本部より緊急事態宣言下における業務の縮小及び出勤職員の縮減に関する指針が示される。 ・本部から業務の優先度(●▲✕)が示される。
	保健G	<ul style="list-style-type: none"> ・未治療者に対する受診勧奨の延期(中止)
R2.4.24	全G	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>支部職員の出勤を4/5体制とする。</u>
R2.5.4	—	<ul style="list-style-type: none"> ・総理が緊急事態宣言期間を5/31まで延長
R2.5.14	—	<ul style="list-style-type: none"> ・総理が京都府を含む8都道府県以外の県に係る緊急事態宣言を解除
R2.5.15	全G	<ul style="list-style-type: none"> ・本部より5/31まではこれまでと同様の対応とすることが示される。
R2.5.21	—	<ul style="list-style-type: none"> ・総理が大阪、京都、兵庫に係る緊急事態宣言を解除
R2.5.28	全G	<ul style="list-style-type: none"> ・本部から緊急事態宣言後の対応が示される。
R2.5.29	業務G	<ul style="list-style-type: none"> ・傷病手当金の業務量調整(東京・大阪支部支援)について、6月以降も当分の間継続する旨が示される。
	保健G	<ul style="list-style-type: none"> ・6月以降の健診及び保健指導の対応が示される。
R2.6.1	全G	<ul style="list-style-type: none"> ・保健指導者、レセプト点検員、越境通勤補助員の休業解除 ・勤務地変更者の対応解除 ・支部職員の出勤4/5体制を解除 ・健診等の一時中止の取扱いを終了

協会けんぽ本部 市ヶ谷事務室の移転について

協会けんぽ本部市ヶ谷事務室は令和2年7月27日(月)より
下記のとおり事務室を移転します。

〒160-8507

東京都新宿区四谷一丁目6番1号 YOTSUYA TOWER 6階

代表電話番号 03-6680-8871